

第 9 9 号議案

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例（平成 9 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「火傷」の次に「、受動喫煙による健康被害」を加える。

第 2 条第 4 号中「すべて」を「全て」に改め、同条中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 9 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 8 号中「吸い、又は火のついたたばこを所持する」を「燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させる」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（ 8 ） たばこ たばこ事業法（昭和 5 9 年法律第 6 8 号）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 3 8 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。
第 3 条第 1 号中「火傷」の次に「、受動喫煙による健康被害」を加える。

第 4 条第 1 項中「、吸い殻等」を「及び吸い殻等」に改める。

第 5 条中「受動喫煙又は火傷」を「火傷、受動喫煙による健康被害」に改める。

第 7 条第 2 項中「美化」を「美観」に改め、同条第 3 項中「、吸い殻等」を「又は吸い殻等」に改め、同条第 6 項中「、販売」を「又は販売」に改め、「火傷」の次に「、受動喫煙による健康被害」を加える。

第 10 条第 1 項第 1 号中「、吸い殻等」を「又は吸い殻等」に改める。

第 11 条第 1 項中「及び喫煙による火傷」を「、喫煙による火傷、受動喫煙による健康被害」に改める。

第 15 条第 1 項中「、吸い殻等」を「若しくは吸い殻等」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

加熱式たばこを過料対象に加えるために規定を整備する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。